

「相続」で損をしないために知っておきたいこと 「生前贈与」「相続税のしくみ」

前号に引き続き「相続について」をテーマとしてとりあげます。

今回は「生前贈与」と「相続税のしくみ」を中心に話したいと思います。

生前贈与は喜ぶ顔が見られる

皆さん、「財産を引き継ぐ」と言うと、遺産相続のように亡くなってからというイメージを持っていらっしゃるかもしれませんか？

しかし、財産分与は亡くなった後にしか出来ないわけではありません。むしろ、死んでから財産を相続させても、子供たちの「喜ぶ顔」や「感謝の言葉」を受けることはありません。それに対し、生前に住宅購入資金や教育費など資金が必要なタイミングに合わせて子供たちに贈与すると、本当に喜んでもらえると思います。

贈与税は相続税に比較して税率が高いため、「贈与による財産分与」は敬遠されがちですが、実は贈与税にはいくつもの特例があり、これらを利用すれば、税率を

低く抑えながら贈与することが可能なのです。

「相続時精算課税制度」とは

現在の日本は長引く不況下で、消費が低迷しており、景気刺激策による消費拡大が必要です。その一つとして、「消費意欲は少ないが、多くの金融資産を持っているお年寄り」から、「消費意欲は旺盛だが、教育費や住宅ローンでお金がなくて消費にまわせない現役世代」への資金のシフトを促進するため、国は親から子に生前に贈与しても、相続発生時まで税金の支払いを先送りする制度をつくりました。これが「相続時精算課税制度」です（図1参照）。

贈与税の確定申告時に「相続時精算課税制度」を選択すると、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与は累計2500万円まで、贈与の時点では税金がかからなくなり（2500万円を超えた場合には、超過額に20%の贈与税がかかります）。

図1 相続時精算課税制度とは

適用対象	65歳以上の親から20歳以上の子への贈与 ※平成26年12月31日までに受けた住宅資金の贈与については親の年齢条件がない。
特別控除額	受贈者単位で累計2500万円まで贈与税が非課税 特別控除額を超過する部分については一律20%課税 (受贈額-2500万円) × 20% = 贈与税額
手続き	贈与を受けた年の翌年2月1日~3月15日までの間に贈与税申告書に「相続時精算課税選択届出書」を添付して税務署に提出する。 父・母それぞれ個別に選択。 いったん「相続時精算課税制度」を選択するとその贈与者（父または母）については、一般の贈与税基礎控除年額110万円は使えなくなる。
相続時	相続発生時に同制度により贈与を受けた価額を相続財産に加算して相続税を算出する。その際、支払済み贈与税は控除する。

図2 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

適用対象	父母や祖父母からの住宅の取得または増改築にあてる資金の贈与		
非課税限度額		省エネ・耐震住宅	左記以外の住宅
	平成25年	1,200万円	700万円
	平成26年	1,000万円	500万円
	※対象住宅の床面積は240㎡以下となります。(東日本大震災の被災者を除く)省エネ・耐震住宅とは省エネ等級4または耐震基準2以上、免震建築物をいう		
手続き	贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に贈与税申告書に非課税の特例を受ける旨記載して税務署に提出する。相続時精算課税制度との併用も可能です。		
適用期限	平成26年12月31日まで		



そして、相続発生時にこれまでの贈与額を遺産と合算して相続税を計算し、支払済みの贈与税とで差額を精算します。

「相続時精算課税制度」は生前贈与に非常に有効な特例です。相続税には5000万円以上の大きな基礎控除額がありますので、最終的に税金を支払うことなく、贈与が可能になるケースも多いと思います。

子供への住宅取得資金の贈与は

次に有効な特例として、子供や孫に住宅資金を贈与する場合の「住宅取得等資金の贈与に係る非課税制度」があります。

平成25年中の住宅資金の贈与については、一般の住宅取得で700万円、省エネ・耐震住宅では1200万円までが非課税となります(図2参照)。「相続時精算課税制度」と併用できるので、その合計額(平成25年一般の住宅取得の場合3200万円)まで子供に住宅取得資金を贈与しても、その時点では税金がかからないこととなります(住宅取得資金贈与の場合には親

図3 結婚20年以上の夫婦間の贈与

適用対象	婚姻期間20年以上の夫婦間の自宅不動産または自宅購入資金の贈与
非課税限度額	2,000万円(贈与税基礎控除を合算すると2,110万円)
手続き	贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に贈与税申告書に非課税の特例を受ける旨記載して税務署に提出する。
メリット	自宅の土地の一部だけでなく、建物の一部も贈与すれば、将来売却した場合に、譲渡所得の計算上、3000万円の特別控除を夫婦それぞれが適用可能で、夫婦合計で最高6000万円の特別控除を受けることが可能となる。

が65歳未満であっても特例を利用することが可能【平成26年12月31日まで】。

年間110万円以内の贈与は非課税

子供への生活費や教育費の支援等、一度にまとまった金額を贈与するのでなければ、「通常の贈与」も有効です。「通常の贈与」では年間110万円まで非課税で贈与することができ、いったん「相続時精算課税制度」を選択するとその贈与者については基礎控除額110万円が使えなくなる。

ただし「毎年贈与する」約束を交わして、一定額を連年で贈与すると、一度に贈与したものとみなされて贈与税を課税される危険性がありますので注意が必要です。贈与はその都度、金額・時期等を調整して行う必要があります。

また、婚姻期間が20年以上の配偶者への贈与については、居住用の不動産または居住用の不動産の購入資金について、通常の110万円とは別枠で2000万円まで非課税です。(贈与税の申告手続きは必要。)

長年の感謝の気持ちを込めて、奥さまへの住宅の持分の贈与を検討されてはいかがでしょう(図3参照)。

将来、住宅の売却を検討されている場合には、奥さまにも居住用不動産の売却益に係る特別控除額3000万円が適用できるメリットもあります。

**相続税を支払っている人は
わずか100人に4人**

十数年前の話ですが、日本の相続税が諸外国に比較して高いので、田中角栄首相の遺族が、都内の広大な土地を相続したものの、相続税の支払いのため、一部を物納せざるをえなかったというニュースが話題になりました。

皆さんのなかには相続税は大変だと思われる方も多くかもしれませんが、実は現在の税制では、相続税の支払いをしなければならぬのは、亡くなられた方のわずか4%だけです。

その理由の一つが、相続税には大きな「基礎控除額」があり、亡くなられた方の遺産総額の多くがその範囲内で非課税になっているということです(図4参照)。

例えば妻と子供2人の場合には8000

図4

相続税の基礎控除額
 $5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の人数})$

◎例えば妻と子供が2人の場合
 $5,000万円 + (1,000万円 \times 3人) = 8,000万円$

図5 小規模宅地等の特例

相続人の生活基盤の維持という観点から、居住用または事業用宅地のうち、一定の面積まで評価額の一定割合を減額する特例が設けられています。

要件	<p>1. 亡くなられた方または同一生計の親族が「居住用」「事業用」「貸付用」に利用していた宅地であること。 <small>※同一生計とは同居に限らず、生活費の仕送りをする等家計をともにしていること。</small></p> <p>2. その宅地を相続した親族が、その宅地を相続税の申告期限までの間、「居住用」「事業用」「貸付用」として利用していること。 <small>※別居の子が相続し、「居住用」にする場合には子が相続開始前3年間に自分または配偶者の持家に住んでいないことが条件</small></p>		
減額割合と減額面積		減額割合	減額となる面積
	居住用	80%	240m ²
	事業用	80%	400m ²
	貸付用	50%	200m ²
具体例	<p>路線価1億円の自宅敷地300m²を同居していた長男が相続した場合の相続税評価額 $1億円 \times 240 / 300 \times (1 - 80\%) + 1億円 \times 60 / 300 = 3,600万円$ <small>※路線価とは不動産の相続税評価額を算出する基準 国税庁のHPに掲載されている。</small></p>		

万円が「基礎控除額」となります。8000万円以上の相続財産が無いと相続税はかからないということです。

また、「相続財産の評価」では、遺産の大きな部分を占める土地を取引相場より低く評価しています。「相続財産の評価」に使われる「路線価」は「公示価格」（概ね取引相場）の80%程度となっています。

そのうえ、亡くなられた方が住宅や事業用に使っていた宅地については「小規模宅地等の特例」を使うと、一定の面積まで5

分の1または2分の1で評価できる場合があります（図5参照）。

例えば自宅の土地（150㎡）の取引相場が3000万円だとすると、路線価はその80%の2400万円程度、さらに小規模宅地の減額が適用できると、その5分の1の480万円が相続税評価額になります。

これまでお話ししてきたように、相続税の基礎控除額が5000万円以上と大きいこと、資産の多くの部分を占める宅地について相続税を計算する場合の評価額が低い

ことなどから、現段階ではほとんどの方が相続税の心配がいらぬということになっています。

相続税の計算方法

そうは言っても、相続税が気がかりな方もおられると思いますので、相続税の計算方法についてご説明します。

ポイントは、実際の遺産分割とは関係なく法定相続分どおりに相続したと仮定して「相続税の総額」を計算し、次に実際の遺産分割に合わせて、その「相続税の総額」を各相続人に按分することです。

また、財産の評価方法も相続税独自の評価方法がありますので注意しましょう。

それでは計算方法を順に見ていきましょう（図6参照）。

①非課税財産の控除
 相続財産の中には「非課税となる財産」があります。それを相続税の計算から除外します。具体的には、お墓や生命保険金・死亡退職手当・弔慰金のうちの一定額などがそれに当たります（図7参照）。

②相続財産の課税評価額の評価
 先ほど申し上げた土地の評価額のよ

うに土地、建物、預金、株式、ゴルフ会員権、年金受給権などそれぞれの資産について、相続税計算上での評価の方法が決まっています。各資産別の評価方法にしたがい評価を行い、相続財産全体の課税評価額を計算します。

③債務と葬式費用の控除
 亡くなられた方に借金等がある場合には、その債務額を控除します。また葬式費用も控除できます。

④贈与額の加算
 相続開始前3年以内の相続人に対する贈与は相続税の課税対象となりますので、相続財産に加算します。贈与税をすでに支払っている場合には相続税から差し引きます。「相続時精算課税制度」を選択した贈与は3年以内に限り、全て加算します。

⑤基礎控除額の控除
 相続財産全体の課税評価額から基礎控除



図6 相続税計算の流れ

相続財産の課税価格

- ①非課税財産の控除 (図7)
 - ・生命保険金・死亡退職金の非課税額、弔慰金など。
 - ・お墓・仏壇・仏具等
- ②相続財産の課税価額の評価
 - ・土地・建物・預貯金・株式・会員権などそれぞれの基準で評価。
- ③債務と葬式費用の控除
 - ・借金がある場合はその額を控除。
 - ・葬式費用を控除。
- ④贈与額の加算
 - ・相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算する。(贈与税は税額控除)
 - ・相続時精算課税制度による贈与は全て相続財産に加算する。(図1)



課税遺産総額

- ⑤基礎控除額の控除 (図4)



相続税総額

- ⑥相続税の総額の算出



実際の相続税

- ⑦各人の相続税算出

【配偶者の税額軽減】

配偶者は①または②の大きい額まで実際に相続した額の範囲で非課税。

- ①1億6000万円
- ②法定相続分 (50~100%)

【未成年者控除】

20歳になるまでの年数×6万円を税額から控除。

【贈与税額控除】

相続開始前3年以内の贈与や相続時精算課税制度による贈与の各相続人の支払済み贈与税を控除する。

【相続税額の2割加算】

相続人が配偶者・子・父母(代襲相続人を含む)以外の場合には相続税を2割加算する。

相続税の計算例

相続人 妻と長男(22歳)、次男(15歳)
 相続財産 自宅(土地3000万円・建物500万円)
 預貯金5000万円
 生命保険金5000万円 退職金2000万円
 ※税法上、生命保険金・退職金は「みなし相続財産」となります。

- ①非課税財産
 - ・生命保険金 500万円×法定相続人3人=1500万円(非課税額)㉗
 - ・退職金 500万円×法定相続人3人=1500万円(非課税額)㉘
- ②相続財産の課税価額の評価 ※ () が相続する。
 - ・自宅の土地100m²(小規模宅地等の特例適用)
3000万円×(1-80%)=600万円㉙(妻)
 - ・自宅の建物(固定資産税評価額)
500万円㉚(妻)
 - ・預貯金 5000万円(妻が2000万円㉛・次男が3000万円㉜)
 - ・生命保険金 5000万円-1500万円㉗=3500万円㉝(長男)
 - ・退職金 2000万円-1500万円㉘=500万円㉞(次男)
- ③債務と葬式費用の控除
 - ・葬式費用 300万円㉟
- ④贈与額の加算
 - ・相続開始前3年以内の贈与なし
 - ・相続時精算課税制度選択なし
- 相続財産の課税価格
 600万円㉙+500万円㉚+2000万円㉛+3000万円㉜
 +3500万円㉝+500万円㉞-300万円㉟=9800万円㊳

- ⑤基礎控除額の控除

$$9800万円㊳ - (5000万円 + 1000万円 × 3人) = 1800万円㊴$$

- ⑥「相続税の総額」の算出

法定相続分どおりに相続したと仮定(妻1/2・子2人1/4)

$$\text{妻の税金 } 1800万円㊴ \times 1 / 2 \times 10\% = 90万円$$

$$\text{子の税金 } 1800万円㊴ \times 1 / 4 \times 10\% = 45万円$$

(図8参照)

$$\text{相続税の総額 } 90万円 + 45万円 \times 2人 = 180万円㊵$$

- ⑦各人の相続税の算出

実際の相続分に応じて相続税を按分する。

- ・妻が自宅の土地と建物・預金2000万円を相続。葬式費用負担。

$$600万円㉙ + 500万円㉚ + 2000万円㉛ - 300万円㉟ = 2800万円$$

1億6000万円未満のため 相続税0円

- ・長男(22歳)が生命保険5000万円を相続

$$180万円㉞ \times \frac{3500万円㉝}{9800万円㊳} = 642,800円(100円未満切り捨て)$$

- ・次男(15歳)が退職金2000万円と預金3000万円を相続

$$180万円㉞ \times \frac{500万円㉚ + 3000万円㉜}{9800万円㊳} = 642,857円$$

未成年者控除 (20歳-15歳)×6万円=30万円

$$642,857円 - 30万円 = 342,800円(100円未満切り捨て)$$

$$\text{妻 } 0円 + \text{長男 } 642,800円 + \text{次男 } 342,800円 = 985,600円$$



図7 非課税となる財産

1. お墓、仏壇・仏具
2. 相続人が取得した生命保険金のうち一定額
500万円×法定相続人の人数
3. 相続人が取得した死亡による退職金のうち一定額
500万円×法定相続人の人数
4. 相続人等が受ける弔慰金・葬祭料
業務上の死亡…賞与以外の普通給与の3年分
業務外の死亡…賞与以外の普通給与の6ヶ月分

図8 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
1000万円超～3000万円以下	15%	50万円
3000万円超～5000万円以下	20%	200万円
5000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

計算例：法定相続分に基づく相続額7000万円の場合
7000万円×30%－700万円＝1400万円

額を控除します。

⑥ 「相続税の総額」の算出

「相続税の総額」は実際の遺産分割とは関係なく決まります。法定相続分どおりに相続したと仮定して、「相続税の総額」を算出します。

⑦ 各人の相続税の算出

実際に相続する相続財産の価額に合わせて、「相続税の総額」を按分し、各人の相続税額を算出します。

○配偶者の税額軽減

配偶者には、亡くなられた方の財産形成に寄与していることや相続後の生活保障

を考慮して、税額を軽減する措置がとられています。法定相続分の範囲で相続する財産、または1億6000万円までの相続財産のどちらか多い金額まで非課税となり、相続税を納める必要がありません。

ただし、配偶者の相続分を増やすと当面の相続税は軽減されますが、配偶者が亡くなった時（2次相続）に、大きな相続税がかかってしまいますので注意が必要です。

○その他税額軽減

未成年者・障害者には控除額があります。

○贈与税額控除

「④贈与額の加算」の対象となった方が支払い済みの贈与税を控除します。

○相続税の2割加算

亡くなられた方の配偶者や1親等の血族（代襲相続人を含む）以外の方が相続した場合には相続税は2割加算されます。

以上が相続税の計算方法です。

相続財産の評価方法など複雑な部分が多いので、相続税がご心配な方は是非、税理士に相談のうえ、対策を立てることをお勧めします。

税制改正の動向について

平成23年度税制改正大綱で相続税の改正が予定されていましたが、東日本大震災の影響で審議が棚上げとなり、再度検討することとなっています。法案では基礎控

除額を大幅に引き上げて、3000万円＋600万円×法定相続人の数とすることとされています。

例えば、相続人が妻と子2人の場合には、現行であれば、8000万円までが基礎控除額の範囲内で相続税を納めなくてもすみますが、改正案だと4800万円を超えると相続税の対象となります。

相続税については、現状では一部の方の問題でしかありませんが、今後の税制改正の動向によっては対応策を考えなくてはならない方が増えることも予想されます。

今回の法案どおり法改正されると財務省の試算では、相続税納税対象者が現在の4%から6%に上昇する見込みとのこと。

以上、相続対策と相続税について2回にわたり、ご説明してきました。

相続問題で困った時には弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。地方公共団体で実施している無料法律相談や信託銀行等が主催している相続相談会などを利用するのも良いでしょう。

相続問題は決してお金持ちだけの問題ではありません。「争族」とならないため、「喜ばれる財産分与」をするためには、事前の準備が必要であることをご認識いただければ幸いです。

（執筆／協会職員 塚本伸明）